

審判規程について

一般社団法人日本ボクシング連盟審判部

1 はじめに

この規程は、一般社団法人日本ボクシング連盟（以下「日本連盟」という）競技規則第12条に定める公認審判員の等級、受験資格、資格認定、更新等、競技規則29条に定めるナショナルテクニカルオフィシャル（以下「NT0」という）の受験資格、資格認定等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 審判員について

- ① 全国大会・ブロック大会のトーナメントでは競技開始前に審判部部員によるセミナーを受講した審判員がその競技会に参加できる。このセミナーはセカンド資格保持者も参加することができる。
- ② 全国大会のトーナメントには日本連盟審判部から指名を受けた審判員と各ブロック審判長から推薦された審判員（ブロックあたり1名）が参加する。競技会に派遣するNT0及び審判員の指名に関する規程は別に定める。
- ③ 審判技能の向上のため、全国大会のトーナメントでは各試合をR/J評価者により評価され指導を受ける。
- ④ 競技会では原則として、両選手と出身母体（所属都道府県・学校等）等の利害関係がない審判員を**I B A**スコアリングマシンによる機械抽選により決定する。ただし、決勝戦、準決勝戦の審判員は、R/J評価者の得点により選考する。
- ⑤ すべての競技の判決は会場で公開される。選手やコーチ、チーム関係者からの抗議は許されないが、競技委員長（TD）がレフリーの裁定が競技規則に違反していると確信した場合は、確認会議をセッション終了後までに行い判決を決定する。
- ⑥ 全国大会では各試合のレフリーとジャッジの得点を日本連盟ホームページに公開する。
- ⑦ 資格更新のためにはその4年間に当該級の審判員として活動したことが条件となる。
- ⑧ 日本連盟に登録しない場合は資格が失効となる。

※但し、失効した場合は復帰について申請することができる。

- ⑨ 原則として審判員の定年については、満62歳になる年度までの活動とする。この定年制に係る年齢は令和4年度から2年に1歳引き上げ、令和8年度に満65歳とする。

NT0の定年は原則として満70歳になる年度までとするが、全国大会では日本連盟審判部、ブロック大会ではブロック審判委員会の承認があれば75歳まで活動することができる。

定年後の特例として、年度初めに都道府県連盟審判長が審査をし、都道府県連盟医事委員から心身共に健康で審判活動に支障がないとの診断を受けた場合は、所属都道府県内で許可された期間中審判員として活動することができる。

- ⑩ 競技会や審判試験では審判手帳、役員証の確認を受けなければならない。

3 公認審判員の等級及び資格

A級 R/J（レフリー/ジャッジ）、J（ジャッジ）… 全国大会

B級 R/J（レフリー/ジャッジ）、J（ジャッジ）… ブロック大会、東日本大会、西日本大会

C級 R/J（レフリー/ジャッジ）、J（ジャッジ）… 都道府県大会

※資格を有する等級より下の等級の大会に参加することが望ましい。参加しない審判員は資格を有する等級の大会で審判員として活動できない場合もある。

A級：都道府県大会やブロック大会に参加することが望ましい。参加しない審判員は全国大会の審判ができない場合もある。

B級：都道府県大会に参加することが望ましい。参加しない審判員はブロック大会の審判ができない場合もある。

4 受験資格

A級：B級 R/J を取得し、ブロック大会で実際的な経験を積み、ブロック連盟、審判委員会から推薦を受けた競技規則に精通した人格優秀な者。

B級：C級 R/J を取得し、都道府県連盟の大会で実際的な経験を積み、都道府県連盟、審判委員会から推薦を受けた日本連盟に役員登録をしている者。

C級：18歳以上で2年以上の実際的な経験を持つか、マネージャーや指導者としてボクシングに関わり、これと同等以上と認められる者。

※原則として同年度に上級資格を続けて受験することはできない。

(例：C級 J に合格した年度にC級 R/J を受験することはできない。)

日本連盟に登録がなければ受験することはできない。

ブロック NT0：B級 R/J 以上の取得者で、ブロック連盟、審判委員会から推薦を受けた競技規則に精通した人格優秀な者。

5 公認審判員等認定試験

A級試験

日本連盟主催により、3日間で実施する。日本連盟審判部部員が講習及び試験を行い、日本連盟が公認する。この場合において受験者と利害関係のある者はその受験資格の審査をすることはできない。

ブロック NT0 及びB級試験

ブロック連盟の要請により、2日間でブロック連盟と開催地都道府県連盟が実施する。原則として、所属連盟を別にする2名のブロック審判長か審判部部員が講習及び試験を行い、日本連盟が公認する。

C級試験

都道府県連盟の要請により、2日間で開催都道府県連盟が実施する。原則としてブロック審判長と所属連盟を別にする審判部部員が講習及び試験を行い、日本連盟が公認する。

※ブロック NT0 及びB級試験とC級試験を同時開催することもできる。

成績優秀な場合、受験した級のジャッジ（J）に加えレフリー（R）にも公認することができる。

C級試験は規定の講習・試験が**実施可能なら**講師1名で行うこともできる。

6 受験料

A級試験：15,000円 ブロック ・ **NT0 及びB級** ・ C級試験：5,000円

※受験料は、主催連盟が管理して開催のための予算に充てる。

7 **ブロック NTO 及び B 級・C 級講習** 試験内容

1 日目		2 日目	
競技規則等講習	レフリー/ジャッジ 採点機等実技講習	競技規則等筆記試験	レフリー/ジャッジ 実技試験
3 時間	2 時間	1 時間	R… 5 試合以上 J… 10 試合以上 NTO… 10 試合以上

8 A 級試験内容

1 日目	2 日目	3 日目
競技規則等講習	筆記試験・実技試験	実技試験

9 審判・**ブロック** NTO 試験、講師等旅費日当規定

講師等の旅費・日当は主催連盟負担とする。また、連絡通信費及び資料作成費として 10,000 円を日本連盟に納入する。

講師等旅費

交通費	日 当	宿泊費
実費…電車計算 100 km 以上は特急指定料金 ※離島等の場合は飛行機	1 日 10,000 円 補助者は 1 日 5,000 円	実 費 1 泊 3 食

10 認定料等

A 級 : 15,000 円 B 級 : 10,000 円 C 級 : 7,000 円

ワッペン料 3,000 円 (A・B・C 級)

※受験者の可否は審判部から都道府県連盟に連絡する。

合格者の認定料は、各都道府県連盟が通知後 1 カ月以内に一括して納入し、その内訳を日本連盟に FAX またはメールで報告する。認定料を納入しなければ審判員として活動できない。

11 更新手続き

公認審判員 (A 級・B 級)・ブロック NTO

更新期限 取得年度、または更新時から 4 年目の年度内に更新についての手続きを行う。

女性審判員で活動中に妊娠した場合は、子が 3 歳になる翌年度に更新期限を延長する。但し、この期間中に次の妊娠に入った場合は所属ブロック連盟審判長からの講習を受けてからの更新手続きとする。

実績確認 更新期限時の年度内に、資格更新申請書・健康診断書・過去 4 年間の審判手帳の写しを都道府県連盟が取りまとめ、ブロック連盟を通じて提出する。

※申請書は、原紙とメールの両方を日本連盟に送付すること。

但し、次の者は資格更新対象外とする。

日本連盟公認 NTO 及び日本連盟審判部部員、期間内に国際大会に参加した国際審判員。

更新料 公認審判員（A級・B級）：5,000円、ブロック NTO：5,000円
（都道府県連盟が取りまとめて日本連盟に納入する。）

- その他
- ・4年間活動実績がない場合は、認定されていた資格からの再受験とする。
但し、妊娠による女性審判員の特例を除く
 - ・競技での安全管理や管理能力、観戦マナーや道德上の問題があるときは、全国大会では日本連盟審判部、ブロック大会ではブロック審判委員会の判断で一定期間の資格停止や降格となる場合がある。
 - ・審判員として活動しているが更新しない審判員は1つ下の級に降格となる。
 - ・更新しないブロック NTOは資格が失効となり大会に参加できない。
 - ・全国大会の NTO については、原則として A級審判員 及びその経験者（日本連盟公認 NTO）、国際審判員の中から 審判執行部 が指名する。
 - ・ブロック大会では、現役審判員のブロック審判部員も NTO を行うことができる。

12 国際審判員派遣について

帯同審判を必要とする国際大会の審判員は以下の基準により日本連盟審判執行部が選考する。また、国際大会に参加した審判員は、研修及び活動内容についてレポートを作成し、速やかに日本連盟審判部長に報告しなければならない。

帯同審判員の選考基準は次のとおりとする。

- ・英会話能力（英検、TOEIC 等）
- ・日本連盟主催競技会への参加状況。
- ・その他選考に必要な条件を満たしていること。

13 公認審判員資格の復帰について

① 公認審判員資格の復帰に関する申請基準については次のとおりとする。

- ・過去に審判員資格の認定を受けた者で、就業形態、海外勤務、子育て、療養等で審判活動の中断の理由が適当と認められる者。
- ・日本連盟、ブロック連盟、都道府県連盟から除名された者でないこと。
- ・審判規程に定める定年の年齢以下であること。

② 公認審判員の復帰認定基準は、次に掲げるものを満たすものとする。

各資格区分における復帰認定講習会を受講したのち、日本連盟審判部長に復帰申請書を提出し資格認定を受けるものとする。ただし、B級、A級の受講判定結果が資格区分の認定内容に達しない場合は、下位資格の認定とする。

A級・・・全国大会時に開催する講習（座学講習及び実技講習）

B級・・・ブロック内で開催する講習（座学講習及び実技講習）

C級・・・都道府県審判長の行う講習（座学講習及び実技講習）

③ 復帰認定講習会受講料は、次のとおりとする。

A級：10,000円 B級：5,000円 C級：5,000円

※受験料は、主催連盟が管理して開催のための予算に充てる。

- ④ 復帰認定講習会については、次のとおりとする。

講習内容及び講習時間

項目	A級	B級	C級
競技規則	1時間	1時間	1時間
レフリー・ジャッジ 採点等実技講習	5試合以上	5試合以上	3試合以上

- ⑤ 復帰認定料については、次のとおりとする。

A級：15,000円　B級：10,000円　C級：7,000円

※ 受験者の認定については、審判部から都道府県連盟に連絡する。

合格者の認定料は、各都道府県連盟が通知後一括して速やかに納入する。認定料を納入しなければ審判員として活動できない。

- ⑥ 復帰認定講習会の講師日当及び旅費等については、「9 審判・NT0試験、講師等旅費日当規定」に準ずる。

14 改廃

本規程の改廃は審判部で審議し、理事会の承認を得て行うものとする。

附則

- 1 令和元年度までのブロック DS 資格はブロック NT0 資格に移行する。
- 2 この規程は、令和4年4月1日から施行する。